

箱根山の噴火警戒レベル判定基準の主な変更点

別紙 2

- 最新の学術成果を用いて想定火口域及び影響範囲を見直し
- 範囲に大きな変更はないが、想定火口域の形が変わることによる修正

現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】 次のいずれか観測された場合 ・ 振幅の大きな火山性微動（二ノ平観測点上下成分で $500\mu\text{m/s}$ 以上）の発生 ・ 火山性微動あるいは地震の顕著な多発を伴う、非常に大きな傾斜変動（二ノ平観測点で 30 分あたり $20\mu\text{rad}$ 以上など）の発生 ・ 火砕流、火砕サージ、溶岩流の発生 ・ 想定火口域から <u>700m</u> を超える大きな噴石の飛散
4	【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性】 次のいずれか観測された場合 ・ 浅部でのマグマ活動を示すような低周波地震の多発あるいは傾斜変動 ・ 非常に活発な地震活動（ごく浅い場所でマグニチュード 2 相当以上の地震が 1 時間あたり 10 回以上の割合で発生） ・ 想定火口域から <u>700m</u> 近くまで達する大きな噴石の飛散
3	【居住地域の近く（想定火口域から <u>700m</u> 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれか観測された場合 ・ 傾斜変動を伴う火山性微動の発生 ・ 多数あるいは継続時間 5 分を超える火山性微動の発生 ・ 大きな噴石の飛散が想定火口域内に留まるような噴火の発生 ・ 小規模な熱泥流の発生 ・ 浅部の低周波地震の増加 ・ 地熱域の拡大や噴気活動の更なる増大



改定後

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】 次のいずれか観測された場合 ・ 振幅の大きな火山性微動（二ノ平観測点上下成分で $500\mu\text{m/s}$ 以上）の発生 ・ 火山性微動あるいは地震の顕著な多発を伴う、非常に大きな傾斜変動（二ノ平観測点で 30 分あたり $20\mu\text{rad}$ 以上など）の発生 ・ 火砕流、火砕サージ、溶岩流の発生 ・ 想定火口域から <u>600m 程度</u> を超える大きな噴石の飛散
4	【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性】 次のいずれか観測された場合 ・ 浅部でのマグマ活動を示すような低周波地震の多発あるいは傾斜変動 ・ 非常に活発な地震活動（ごく浅い場所でマグニチュード 2 相当以上の地震が 1 時間あたり 10 回以上の割合で発生） ・ 想定火口域から <u>600m 程度</u> 近くまで達する大きな噴石の飛散
3	【居住地域の近く（想定火口域から <u>600m 程度</u> 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれか観測された場合 ・ 傾斜変動を伴う火山性微動の発生 ・ 多数あるいは継続時間 5 分を超える火山性微動の発生 ・ 大きな噴石の飛散が想定火口域内に留まるような噴火の発生 ・ 小規模な火口噴出型泥流（熱泥流）の発生 ・ 浅部の低周波地震の増加 ・ 地熱域の拡大や噴気活動の更なる増大